

# 人事行政の運営等の状況について

四 日 市 市

# 目 次

	ページ番号
1 給与の状況	
I 総括	2 ～ 3
II 職員の平均給与月額、初任給等の状況	4 ～ 5
III 一般行政職の級別職員数等の状況	6 ～ 7
IV 職員の手当の状況	8 ～ 10
V 特別職の報酬等の状況	11
VI 職員数の状況	12 ～ 13
VII 公営企業職員の状況	14 ～ 25
2 勤務時間その他の勤務条件の状況	26 ～ 27
3 分限及び懲戒処分の状況	27
4 サービスの状況	28
5 研修及び勤務成績の評定の状況	29
6 福祉及び利益の保護の状況	30
7 公平委員会の業務の状況	31
8 等級及び職制上の段階ごとの職員数	32 ～ 33

1. 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

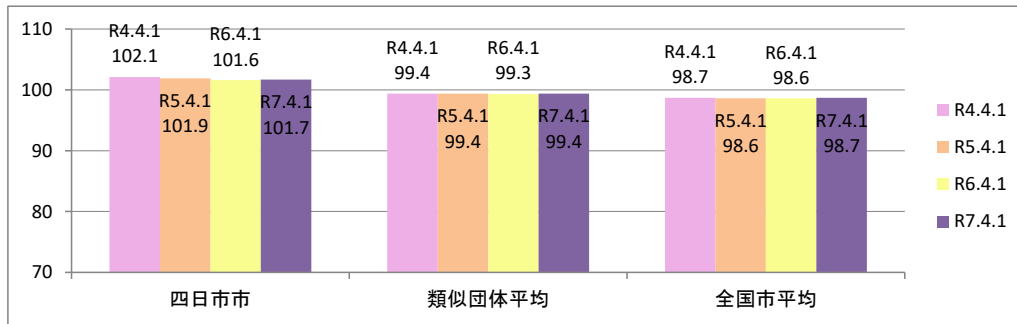
区分	住民基本台帳人口 (R7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R5年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
6	306,378	138,885,554	2,517,894	23,772,838	17.1	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6	2,081	8,319,996	2,900,813	3,651,498	14,872,307	7,147	6,648

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は令和6年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員および再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用に踏まえ記載すること）

② 職員の構成及び変動が主な原因

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 令和7年4月1日  
（内容） 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号付近の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。8級以上の給料表については、本市はラスパイレス指数を下げる対策の1つとして、55歳以上の職員について、昇給するが、給料を1.5%減額する措置を継続していることから、改正する前の給料表の後ろに、改正後の国の当該級の最高号給の金額となるまで号給を追加する内容で給料表の改正を行った。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合） 国基準8%に対し、四日市市は9%を支給。  
（実施時期） 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引下げる方向で検討しており、令和7年4月1日時点は9%、令和8年4月1日からも他市の動向を注視するため9%を支給。  
（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	10%	9%	8%
四日市市の支給割合	10%	9%	9%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

(5) 特記事項

II. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国ベース）
	歳	円	円	円
四日市市	40.8	327,517	446,509	386,520
三重県	43.3	336,785	427,270	375,878
国	41.9	332,237	—	414,480
特例市	42.2	330,694	426,900	383,557

② 技能労務職

職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員との比較（令和7年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与 月額(B)	
	歳	人	円	円	円		歳		%
四日市市	47.6	123	329,602	401,187	368,506	—	—	—	—
うち給食調理員	45.3	34	297,371	350,056	331,054	調理士			
うち清掃職員	54.1	45	379,924	481,445	425,709	廃棄物処理業従業員			
三重県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
特例市	51.8	104	326,511	393,896	366,687	—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	円	円	%
四日市市	6,425,052	—	—
うち給食調理員	5,460,746	—	—
うち清掃職員	7,830,293	—	—

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

＜技能労務職員の基本的な考え方及び今後の取組内容＞

現在の厳しい行財政環境の下、行政の効率化、財政の健全化を推進するために、優れた人材の確保・育成に努めると同時に、人件費総額の抑制を進めることが求められています。

そのため、業務の効率化・合理化を進めるとともに、外部委託等の推進や指定管理者制度の導入などに取り組んでいます。

こうした状況の中、技能労務職員においては、市立四日市病院給食調理の完全委託化や、学校給食、清掃事業所、上下水道施設の一部民間委託化を進めるなど、業務の民間委託や退職不補充による削減を進めています。

また技能労務職員の給与においては、平成16年度に特殊勤務手当の月額を全て日額化したうえで一部廃止するなどの見直しを行いました。引き続き給料表・特殊勤務手当の見直しについて精査するとともに、勤務成績を反映した昇給制度の導入を検討してまいります。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円
四日市市	44.2	342,949	436,647
特例市	40.7	330,568	399,176

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分		四日市市	三重県	国
一般行政職	大学卒	225,600	228,300	総合職 230,000 一般職 220,000
	高校卒	194,500	195,200	一般職 188,000
技能労務職	高校卒	194,500	195,200	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	225,600	254,700	—
	高校卒	194,500	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

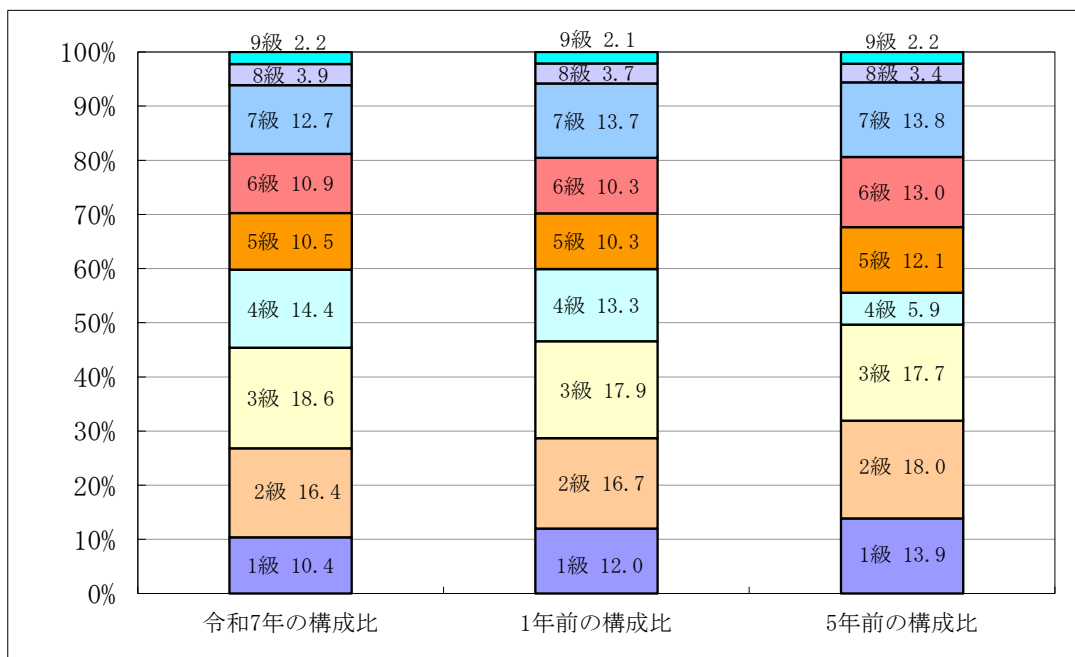
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	278,492	376,167	413,869	442,138
	高校卒	248,600	—	408,300	388,100
技能労務職	高校卒	—	339,400	—	371,020
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	363,880	380,964	—	416,621
	高校卒	—	—	—	—

Ⅲ. 一般行政職の級別職員数等の状況

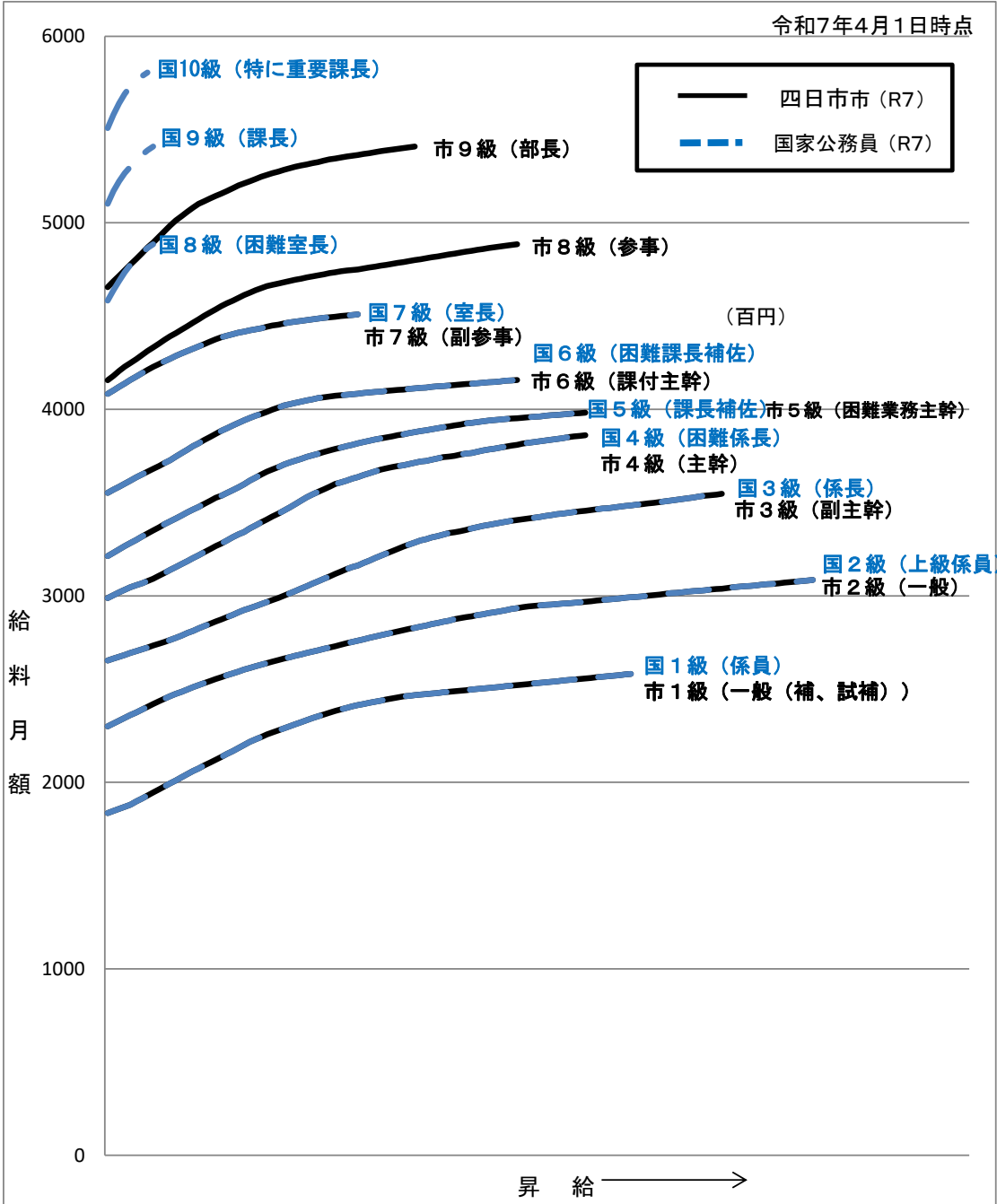
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1級	事務試補、主事補、技術試補、技師補	103	10.4	183,500	258,100
2級	主事、技師	163	16.4	230,000	308,500
3級	主任級	184	18.6	265,300	354,700
4級	主幹	143	14.4	298,800	386,100
5級	係長	104	10.5	321,300	398,200
6級	課長補佐	108	10.9	355,200	415,700
7級	課長	126	12.7	408,300	450,900
8級	次長	39	3.9	415,600	488,500
9級	部長	22	2.2	465,500	540,900

(注) 1 四日市市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和6年4月2日から令和7年4月1日 までにおける運用	四日市市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○		
標準に加え、上位および下位の区分も適用	○			
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四日市市		三重県		国	
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,723 千円		1人当たり平均支給額 (6年度) 1,775 千円		—	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分		(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.400) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.000) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 % 管理職加算 15 ～ 25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 % 管理職加算 10 ～ 25 %	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和7年度中における運用	四日市市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○		
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用				
標準に加え、上位の成績率も適用	○			
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

四日市市			国		
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)	(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 3 ～ 45 %		
(1人当たり平均支給額) 自己都合 2,164,687 円 勸奨・定年 23,646,904 円			—		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	830,684 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	401,297 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
一級地（東京特別区）	20%	8人	20%
四級地（四日市市）	9%	2,062人	8%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	国の制度による支給割合と同じ		
地域手当補正後ラスパイレス指数（ラスパイレス指数）	101.6 (101.6)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）	71,707 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	134,787 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）	25.7%			
手当の種類（手当数）	12 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理業務手当	一般職員	市税及び税外収入金の滞納処分に関する事務	—	日額300円
福祉業務手当	一般職員	福祉業務の指導監督等業務	812千円	日額100円
防疫作業等手当	一般職員	感染症患者の救護や汚染された場所の処理作業、有毒な薬品を使用する防疫作業等業務	577千円	日額250～4000円
環境業務従事手当	一般職員	清掃作業や動物死体の処理作業等業務	14,530千円	日額150～1210円
行旅病人・死亡人等処理手当	一般職員	行旅病人及び死体処理業務	—	1件1000～3000円
食肉業務手当	一般職員	獣医師である職員が食肉衛生検査業務に従事したとき	2,193千円	日額660～770円
外勤作業手当	一般職員	公園清掃又は道路補修業務	—	日額200円
消防特殊業務従事手当	消防吏員	火災等の災害及び救急救助出動による警防等業務	34,034千円	1回200円～510円
夜間特殊業務手当	一般職員 消防吏員	清掃工場及び消防本部、消防署で深夜における業務	19,290千円	1回300円
用地交渉手当	一般職員	公共事業の施行に必要な土地の取得等交渉業務	—	日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	271千円	日額530円
放射線取扱手当	放射線を取扱うことを職務上常態とする職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	—	日額500円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,089,698 千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	602,043 円
支給実績（5年度決算）	1,065,484 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	569,169 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6)その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・子 11,500 円 ・子以外の扶養親族 3,000 円 7級以下 なし 8級 ※特定期間（16～22歳）の加算 5,000 円	同		191,724 千円	232,675 円
住居手当	借家・借間の場合 ・家賃5,000円未満 支給なし ・家賃16,000円以下 家賃-5,000 円 ・家賃16,000円超48,000円以下 (家賃-16,000円) ÷ 2 +11,000 円 ・家賃48,000円超 27,000 円 持家の場合 支給なし	異	借家・借間の場合 ・家賃16,000円以下 支給なし ・家賃16,000円超27,000円以下 家賃-16,000 円 ・家賃27,000円超 (家賃-27,000円) ÷ 2 +11,000 円 ・家賃61,000円超 28,000 円	120,906 千円	274,163 円
通勤手当	片道2km未満 支給なし 片道2km以上 ・公共交通機関利用者の場合 運賃等相当額（定期券額・回数券額） 限度額 55,000 円 ・交通用具利用者の場合 通勤距離に応じて支給 2,000 円 31,600 円	同		184,956 千円	100,247 円
単身赴任手当	通勤困難な勤務地への異動により、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することになった職員に支給 30,000 円 ※職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の職員について、交通距離に応じて加算される 8,000～70,000 円	同		552 千円	552,000 円
管理職手当	9級（部長級） 給料月額×18% 限度額 94,000 円 8級（次長級） 給料月額×18% 限度額 82,000 円 7級（課長級） 給料月額×17(15)% 限度額 73,000 円 (限度額 58,000 円)	異	俸給表、級、区分別に定額の手当額が定められている（19年4月1日から23年3月31日までの間の支給額については経過措置あり） ※一般行政職職員の場合 10級 139,300 円 4級 46,300 円	218,014 千円	832,115 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務日の深夜、週休日、休日又は休日の代休日に勤務した場合に支給 2時間未満 支給なし 2時間以上6時間以内 8,000～12,000 円 6時間超 12,000～18,000 円 勤務日深夜 4,000～9,000 円	異	管理職手当の支給区分に応じて支給される 1時間未満 支給なし 1時間以上6時間以内 6,000～12,000 円 6時間超 9,000～18,000 円 勤務日深夜 3,000～9,000 円	12,052 千円	61,178 円
宿日直手当	一般の宿日直 6,100 円 常直 21,000 円	異	普通宿日直 4,400 円	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）における正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額×135/100	同		169,003 千円	240,402 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額×25/100	同		40,334 千円	130,955 円

V 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日）

区分		給料月額等			
給料	市長	1,150,000 円	参考 特例市における最高／最低額		
			副市長	936,000 円	1,137,000 円
	議長	712,000 円	758,000 円	531,000 円	
	副議長	648,000 円	708,000 円	466,000 円	
	議員	607,000 円	664,000 円	439,000 円	
	期末手当	市長 副市長	(6年度支給割合) 3.45 月分		
議長 副議長 議長 議員		(6年度支給割合) 3.45 月分			
退職手当	市長	(算定方式)		(支給時期)	
	副市長	1,150,000 円	× 48 月	× 0.5	任期毎
		936,000 円	× 48 月	× 0.4	任期毎

(注) 退職手当は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、  
1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である

VI 職員数の状況

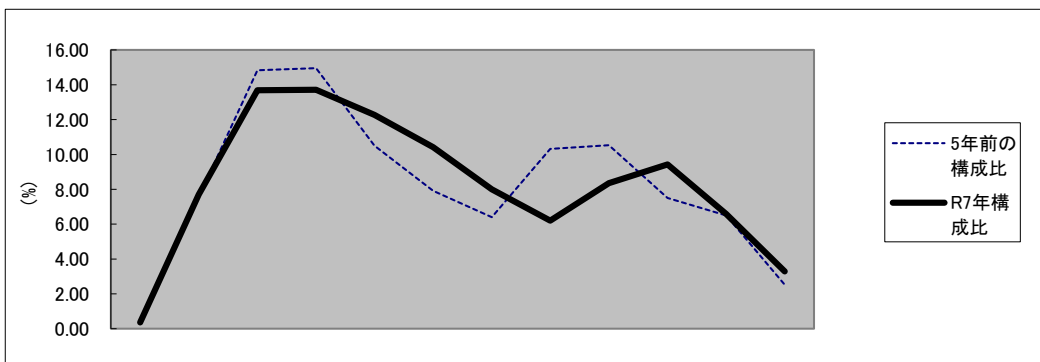
1. (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年5月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
	令和6年	令和7年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	16	0	保育部門の体制強化
		総務	333	333	0	
		税務	82	82	0	
		民生	581	594	13	
		衛生	206	206	0	
		労働	2	2	0	
		農林水産	32	32	0	
		商工	32	32	0	
	土木	193	194	1		
	小計	1477	1491	14		
	教育部門	208	220	12	幼児教育部門の体制強化	
	消防部門	373	370	▲ 3	定年退職による	
	小計	2058	2081	23		
公営企業等会計部門	病院	991	1007	16	医療・看護、医療技術部門の強化	
	上水道	105	107	2	技術部門の強化	
	下水道	87	85	▲ 2		
	その他	61	60	▲ 1		
	小計	1244	1259	15		
合計		3302	3340	38		
		(3441)	(3441)	(0)		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 ( ) 内は、条例定数の合計である。▲は減員。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数(人)	12	257	457	458	410	348	267	207	279	315	220	110	3340

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,399	1,436	1,420	1,439	1,477	1,491	92	6.6%
教育	228	219	214	214	208	220	-8	-3.5%
消防	354	362	366	371	373	370	16	4.5%
公営企業	1,189	1,222	1,236	1,239	1,244	1,259	70	5.9%
計	3,170	3,239	3,236	3,263	3,302	3,340	170	5.4%

2. 一般行政職給料表の状況（令和7年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	415,600	465,500
最高号給の給料月額	258,100	308,500	354,700	386,100	398,200	415,700	450,900	488,500	540,900

Ⅶ 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	26,434,492	▲ 2,371,622	11,381,841	43.1	42.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
6	1,335	5,705,405	1,629,880	1,855,001	9,190,286

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円	千円
6,884	8,002

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和7年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和7年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
		歳	円	円
四日市市	医師・歯科医師	36.8	511,195	1,218,372
	看護師	35.0	326,920	533,729
	事務職	38.4	357,151	609,500
全国市町村の平均	医師・歯科医師	42.2	581,154	1,481,949
	看護師	41.0	320,672	534,224
	事務職	45.7	335,022	548,970

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市		全国市町村の平均	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,695 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,659 千円	
（6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分		（6年度支給割合） —	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		（加算措置の状況） —	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均	
（支給率）	（自己都合）	（勸奨・定年）		（支給率）	（自己都合）（勸奨・定年）
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分			—
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分			—
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分			—
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分			—
（その他の加算措置） 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %				（その他の加算措置） —	
（1人当たり平均支給額）				（1人当たり平均支給額）	
自己都合		1,401,826 円			
勸奨・定年		20,550,291 円		5,906,922 円	

3 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		360,937 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		394,036 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
四級地（四日市市）	9 %	916 人	8 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）		357,329	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		441,147	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		88.4	%	
手当の種類（手当数）		8	種類	
種類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 (6年度決算)	手当額
行旅病人及び死亡人処理手当	看護師	死体処理業務	1,059千円	1件1,000円
感染危険手当	助産師 看護師	助産師、看護師等が病院に勤務したとき	105,194千円	日額270～740円
診療放射線取扱・感染危険手当	診療放射線技師	放射線の取扱業務	8,666千円	日額500円
解剖手当	医師 臨床検査技師	死体解剖業務	2千円	1件2,000円
分娩手当	産婦人科医師	産婦人科医師が、分娩業務に従事したとき	18,848千円	1件10,000～20,000円
分娩指導手当	産婦人科医師	分娩業務に従事するとともに、分娩指導を行ったとき	—	1回10,000円
夜間看護手当	助産師 看護師	二・三交替勤務の助産師、看護師等の深夜における看護等業務	223,554千円	1回3,500～4,000円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	6千円	日額530円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	634,098	千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	797,607	円
支給実績（5年度決算）	641,859	千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	765,942	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	10pの(6)と同じ	同		千円	円
住居手当				58,338	237,148
通勤手当				80,410	278,236
管理職手当				73,588	104,976
管理職特別勤務手当				117,040	967,276
休日勤務手当				754	26,929
夜間勤務手当				855	38,845
宿日直手当	医師当直勤務 1夜 20,000 円	異	—	72,766	277,734
	医師（臨床研修医以外） 救急C当直勤務 1回 50,000 円				
	医師（臨床研修医）救急 C当直勤務 1夜 20,000 円				
	看護師等当直勤務 1夜 7,200 円				
	看護師等（救急C）当直勤務 1夜 9,000 円				

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	6,580,425	637,079	602,775	9.2	9.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 225,897千円を含まない

区分	職員数 A	給与費			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
6	76	298,631	105,460	89,175	493,266

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円	千円
6,490	7,100

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和7年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
四日市市	44.5	371,068	540,860
全国市町村の平均	44.3	368,401	590,688

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市		全国市町村の平均	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,855 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,753 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(6年度支給割合) —	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均			
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)		(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分					
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分					
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分					
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分					
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %				(その他の加算措置) —			
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)			
	自己都合	16,622,919 円					
	勸奨・定年	21,317,458 円				13,756,675 円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		43,227 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		419,678 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
四級地（四日市市）	9 %	103 人	8 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）		1,535	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		34,102	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		43.7	%	
手当の種類（手当数）		4	種類	
種類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 （6年度決算）	手当額
外勤作業手当	一般職員	道路上での漏水の調査及び修繕、高電圧設備等での点検業務	1,506千円	日額250円
滞納整理業務手当	一般職員	庁外で水道料金の滞納処分に関する直接業務	—	日額300円
用地交渉手当	一般職員	上下水道事業等の施行に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	—	日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	29千円	日額1080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	67,104	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	721,544	円
支給実績（5年度決算）	69,202	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	699,006	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （6年度決算）
扶養手当	10pの(6)と同じ			千円	円
住居手当				11,648	211,781
通勤手当				4,317	239,807
管理職手当				10,836	111,716
管理職特別勤務手当				8,194	819,413
休日勤務手当				407	45,222
夜間勤務手当				3,228	64,554
				—	—

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	14,207,023	999,679	325,303	2.3	2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 206,368千円を含まない

区分	職員数 A	給与費			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
6	43	164,313	52,101	50,660	267,074

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円	千円
6,211	7,008

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和7年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
四日市市	41.0	356,897	517,581
全国市町村の平均	44.6	374,475	574,862

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市		全国市町村の平均	
1人当たり平均支給額（6年度） 滞納整理業務手当 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 1,602 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(6年度支給割合) —	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均		
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)		(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分				
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分				
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分				
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分				
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %				(その他の加算措置) —		
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)		
			1,829,544 円			11,715,847 円
			0 円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		31,898 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		393,800 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
四級地（四日市市）	9 %	81 人	8 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）		1,055	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		36,380	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		35.4	%	
手当の種類（手当数）		5	種類	
種類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 (6年度決算)	手当額
滞納整理業務手当	一般職員	庁外で下水道使用料等の滞納処分に関する直接業務	—	日額300円
汚水処理作業手当第1種	一般職員	汚水及び汚物の取扱等業務	955千円	日額470円
汚水処理作業手当第2種	一般職員	汚水及び汚物の取り扱いに関する班長等業務	57千円	日額150円
用地交渉手当	一般職員	上下水道事業等の施行に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	—	日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	43千円	日額1080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	38,643	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	552,050	円
支給実績（5年度決算）	35,295	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	497,115	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
				千円	円
扶養手当	10pの(6)に同じ			6,947	217,100
住居手当				4,966	275,909
通勤手当				7,108	101,547
管理職手当				9,516	793,032
管理職特別勤務手当				284	25,818
休日勤務手当				3,118	89,089

(4) 農業集落排水事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	428,747	56,730	26,736	6.2	-

区分	職員数 A	給与費			計 B
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	
年度	人	千円	千円	千円	千円
6	4	12,635	4,197	5,750	22,582

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円	千円
5,646	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和7年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
四日市市	39.3	299,396	470,432
全国市町村の平均			

- (注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市		全国市町村の平均	
1人当たり平均支給額（6年度） 1,437 千円		1人当たり平均支給額（6年度） 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分		(6年度支給割合) —	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均		
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)		(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分				
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分				
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分				
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分				
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %				(その他の加算措置) —		
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)		
自己都合		0 円				
勸奨・定年		0 円		円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		1,016 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		338,522 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
四級地（四日市市）	9 %	3 人	8 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（6年度決算）		6		千円
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		2,750		円
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		66.7		%
手当の種類（手当数）		1		種類
種 類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 (6年度決算)	手当額
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	6千円	日額1080円

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,348	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	449,486	円
支給実績（5年度決算）	-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	-	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	10pの(6)と同じ			千円	円
住居手当				440	146,793
通勤手当				276	276,428
管理職手当				267	133,680
管理職特別勤務手当				0	0
休日勤務手当				0	0
				12	11,880

2. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 から 13時00分

公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

- ①ズレ勤・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務
- ②交代勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定型的に繰り返す勤務

(2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年度20日
病気休暇		必要な期間（90日又は最大6月以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等へ出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇	1年度5日以内
	結婚休暇	7日以内
	産前・産後休暇	産前6週間・産後8週間 （多産は産前14週間）
	育児時間	1日2回各30分以内（生後1年以内）
	配偶者の出産（出産補助休暇）	出産のための入院日から出産後14日以内の期間で 2日以内
	出生サポート休暇	1年度5日以内（体外受精や顕微受精で頻繁な通院 が必要とされる治療を受ける場合は、さらに5日 を加える）
	育児参加休暇	男性職員の配偶者が出産する場合で産前6週 間、出産後1年を経過する日までの期間で5日以内
	子の看護等休暇	1年度5日以内（対象となる子が2人以上の場合は 10日）
	短期介護休暇	1年度5日以内（要介護者が2人以上の場合は10 日）
	忌引	配偶者10日、父母7日、子7日、兄弟姉妹5日など
	公務上の負傷、疾病、通勤災害	治療に必要な期間
	災害等による出勤困難	その都度必要な期間
	生理休暇	2日以内（1周期につき）
	妊娠障害休暇	9日以内
	夏期休暇	6日以内
介護休暇	配偶者等の介護（無給）	介護を必要とする一の継続する状態ごとに指定期 間における2週間以上6か月以内の期間。指定期間 は職員の申出により任命権者が指定（延長可能）
組合休暇	職員団体の活動への従事（無給）	1暦年30日を超えない日数

(3) 年次有給休暇の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

職員には1年度あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。  
令和6年度の職員一人あたりの平均取得日数は15日2時間です。

(4) 育児休業等の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：人)

区分	市長部局ほか		市立四日市病院		教育委員会		消防本部		上下水道局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数	30	144	6	93	1	7	11	4	9	3	57	251
育時短時間の取得人数	1	3	0	5	0	0	0	0	0	0	1	8
部分休業の取得人数	5	62	3	83	0	2	1	1	0	2	9	150

(5) 介護休暇の取得状況（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

(単位：人)

区分	市長部局ほか		市立四日市病院		教育委員会		消防本部		上下水道局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	2	0	1	0	1	2	0	0	1	0	5

3. 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

令和6年度に分限処分の実人数状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	種類 処分事由	免職	降任	休職	合計
市長部局ほか	心身の故障等	0	0	36	36
市立四日市病院	心身の故障等	0	0	9	9
教育委員会	心身の故障等	0	0	7	7
消防本部	心身の故障等	0	0	2	2
上下水道局	心身の故障等	0	0	11	11
合計		0	0	65	65

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

令和6年度に懲戒処分の実人数状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局ほか	0	2	0	0	2
市立四日市病院	0	1	0	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	0	1	0	0	1
上下水道局	0	0	0	0	0
合計	0	4	0	0	4

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

#### 4. サービスの状況

##### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

##### (2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和6年度の従事許可の状況は次のとおりです。

区分	件数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	5	市出資法人の役員等
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	6	不動産賃貸

##### (3) 四日市市職員倫理規程

市民のみなさんにより積極的に市政に参加していただけるようにするためには、職員に対する信頼を獲得する必要があります。

この実現に向けて、より一層信頼される四日市市職員として倫理を確保するため、平成11年12月に「四日市市職員倫理規程」を定めました。

- ①職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- ②職員は、自らの行動が公務に対する信頼に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならない。
- ③職員は、自己の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るもの（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

5. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

①職員研修体系の概要

地方分権の時代に対応するためには、個々の自治体が自立した政策自治体となることが求められております。このような時代の潮流に対応し、総合計画に基づく新たなまちづくりを推進していくためには、効率的な行財政運営、市民と行政とのパートナーシップの形成に努め、また、同時に倫理観や人権意識の高揚、説明責任能力の向上など、職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図っていく必要があります。

そのため、四日市市人材育成基本方針では、「市民の視点に立ち、自主・自立の精神で積極果敢に行動する職員の育成を目指して」を職員研修の基本目標とし、専門能力、政策形成能力、経営感覚、説明責任能力及び対人能力等を有する職員の育成に努めております。

区分	研修名	
階層別研修	(1) 新規採用職員研修	(8) 準管理職候補者研修
	(2) 一般職員Ⅰ部研修	(9) 新任課長補佐級職員研修
	(3) 一般職員Ⅱ部研修	(10) 管理職候補者研修
	(4) 係長級職候補者研修	(11) 新任課長級職員研修
	(5) 係長級職候補者Ⅱ部研修	(12) 新所属長研修
	(6) 新任係長級職員研修	(13) 年齢別研修(49歳、54歳)
	(7) 係長級職員Ⅱ部研修	(14) 会計年度任用職員研修
建設技術系職員研修	(1) ブラッシュアップ①	(6) 専門研修(総合評価方式について・工事成績評定の作成要領)
	(2) 専門研修(事例から学ぶ!契約時の注意点について)	(7) 専門研修(監督員の工事安全管理)
	(3) 専門研修(ICT施工)	(8) 専門研修(仮設構造物と土質)
	(4) 専門研修(インフラメンテナンス)	(9) 専門研修(本市のインフラ整備最前線(現場視察))
	(5) 専門研修(会計検査と受検の留意点)	
特別研修	(1) OJTトレーナー研修	(10) 法務研修
	(2) 職場単位のOJT研修	(11) 話し方研修
	(3) 市長講話	(12) ワンペーパー資料作成研修
	(4) 人事評価研修	(13) 育休復帰支援研修
	(5) マニュアル作成基本研修	(14) 現場主義でチャレンジ!
	(6) 人材育成パッケージプログラム事業	(15) カスタマー・ハラスメント研修
	(7) 手話研修	(16) 消防本部OJT研修
	(8) まちづくりは財源開発から～戦わぬ自治体は負け～	
派遣研修	(1) 自治大学校等派遣研修	(7) 技術系職員派遣研修
	(2) 市町村職員中央研修所派遣研修	(8) 男女共同参画に係る派遣研修
	(3) 全国市町村国際文化研修所派遣研修	(9) 先進地視察
	(4) 三重県市町総合事務組合派遣研修	(10) その他
	(5) 日本経営協会派遣研修	
	(6) 人権派遣研修	
自主研修(自己啓発)	(1) 通信教育に対する助成	(3) 自主研究グループ活動に対する援助
職場研修	人権・同和問題、服務規律・公務員倫理、接遇等市民満足度、組織目標、危機管理、所属の個別課題等	

②職員研修実施状況

令和6年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

区分	講座数(回)	受講者数(人)
階層別研修	14	826
建設技術系職員研修	9	191
特別研修	16	768
派遣研修	—	230
自主研修(自己啓発)	—	18

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の能力開発、人材育成及び昇任・昇格などの公正な人事異動等への反映を目的として職員の勤務評定を行っています。

令和6年度の実施概要

評価対象者	全職員(医師・医療技術職等の職員は除く)		
評価者	部長	一次評価者	二次評価者
	次長(又は次長級)	副市長	—
	課長	部長	—
	課長級	次長	部長
	課長補佐(又は課長補佐級)	課長	次長
	係長(又は係長級)	課長	次長
	一般	課長	次長
評価方法	管理職(課長級以上) 各職員自ら担当業務について設定した目標に対する達成度による勤務成績、その他情意及び能力で総合評価を行います。 その他の職員 勤務成績、情意、能力などを評価項目として行います。		
評価期間	毎年4月1日から3月31日まで		

## 6. 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び公務能率の向上に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

令和6年度には、次のような事業を行っています。

### (1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び四日市市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業名称	事業の内容
安全衛生管理の充実	(1) 安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実
	(2) こころの健康相談室の開設等のメンタルヘルス対策
	(3) 安全衛生の意識啓発のため、職場巡視、講演会の開催等
	(4) 公務災害の削減に向け、事例の原因追究、防止策の検討
職員の健康管理	(1) 年に1回全職員を対象にした定期健康診断の実施
	(2) 業務上必要な職員に対する特別健康診断等の実施
労働安全衛生事業の決算額(千円)	13,166

### (2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を職員の互助組織である四日市市職員共済会が実施しており、当該共済会に経費の一部を助成しています。

補助対象事業	補助内容
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費
文化体育関係事業	文化・体育クラブへの活動費、職員部対抗体育大会経費
施設利用助成事業	契約運動施設等の利用に要した経費
その他	共済会運営のための事務に要する経費
補助金の決算額(千円)	50,975

### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、また、公務災害補償制度については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり実施しています。

### (4) 職員団体への便宜供与

組合数	2団体
内容	①組合事務所の貸与（有償） ②各組合員給与からの組合費の控除

7. 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和5年度末 継続件数	令和6年度中 要求件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

(2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

令和5年度末 継続件数	令和6年度中 要求件数	令和6年度中 処理件数	令和6年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

8. 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う職務	420	13.0	-	420	1005	31.2	一般
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	585	18.2	-	585			
3級	副主任の職務	738	22.9	副主幹	738	738	22.9	副主幹級
4級	係長及び主任の職務	404	12.5	係長 地域主任 主任保育士 主任保育教諭 指導主事 主幹 副主査 副看護師長 技能士補	20 4 1 1 13 268 80 1 16	870	27.0	係長級
5級	困難な業務を分掌する係長及び主任の職務	466	14.5	係長 主任 地域主任 主任保育士 主任保育教諭 主任教諭 指導主事 副看護師長 主幹 主査 技能士	48 1 19 11 10 5 25 32 219 84 12			
6級	課長補佐の職務	290	9.0	課（室・所）長補佐 保育園長 こども園長 幼稚園長 グループリーダー 室長（補佐相当） 課（室・所・館・園・局・署・分署）付主幹 看護師長 副所（館・園・署）長 所長（補佐相当） 地域防災調整監	27 8 7 5 8 8 184 14 23 5 1	290	9.0	課長補佐級
7級	課長の職務	235	7.3	課長 事業調整監 消防分署長 政策推進監 地域調整監 地区市民センター館長 副参事 室長（課長相当） 所長（課長相当） 次長（課長相当） 園長（課長相当） 事務局次長（課長相当） 副館長（課長相当） 薬局長	51 1 7 15 1 24 125 1 4 1 1 1 2 1	235	7.3	課長級

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
8級	次長の職務	56	1.7	次長 人権行政監 検査監 参事 副消防長 保健所副所長	11 1 1 41 1 1	56	1.7	次長級
9級	部長及び事務局長の職務	28	0.9	部長 会計管理者 事務局長 (部長相当) 副教育長 教育監 消防長 技術部長 市立四日市病院事務長 副院長 理事 上下水道局管理部長	13 1 2 1 1 1 1 1 1 5 1	28	0.9	部長級
合計		3,222	100.0					

※職員数には再任用職員、一般任期付職員を含みます。

#### 医療職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	医員の業務	62	34.3	医員	62	62	34.3	課長補佐級
6級	高度の知識経験に基づき、特に困難な医療業務を行う医員の業務	35	19.3	医員	35	35	19.3	課長補佐級
7級	医長及び副医長の職務	32	17.7	医長 副医長	24 8	32	17.7	課長級
8級	副部長の職務	9	5.0	副部長	9	9	5.0	次長級
9級	部長及び困難な業務を分掌する副部長の職務	43	23.8	副院長 診療部長 部長 副部長 理事	1 1 23 17 1	43	23.8	部長級
合計		181	100.0					

#### 特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	1	100.0	会計専門監	1
合計		1	100.0		